

4.その他留意事項について

- ① 管理者の責務・兼務について
- ② 処遇改善加算について
- ③ 同一建物減算について
- ④ 経過措置終了事項（～R6末）について
- ⑤ お問い合わせについて
- ⑥ 担当部署一覧について

3. (3) ① 管理者の責務及び兼務範囲の明確化

概要

【全サービス】

- 提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

【省令改正】 【通知改正】

第239回社会保障審議会介護給付費分科会 資料

 **ポイント**
管理者の責務が明確化

管理者は原則として事業所等に専従する必要がありますが、その責務を果たせると判断される場合に限り、他の事業所の管理者等との兼務が認められます

個別に判断が必要です

検討されている事案がある場合は、事前に介護保険課までご相談ください

処遇改善加算について

旧3加算の算定状況に応じた新加算Ⅰ～Ⅳの算定要件（早見表）

（表の見方） 旧3加算の算定状況のうち当てはまる行を見つけ（①）、令和6年度中に算定可能な経過措置区分（新加算Ⅴ）（②）と、新加算Ⅰ～Ⅳに移行する条件の要件一覧（③）を確認する。

※加算率は訪問介護の例。

旧3加算の算定状況			新加算Ⅴ		新加算Ⅰ～Ⅳに移行する条件の要件一覧													
取得パターン			合計の加算率	算定可能な経過措置区分 （新加算Ⅴ） ②	加算率	加算区分 （加算率が下がらない区分であり、移行先の候補となるもの） ③	加算率	月額賃金改善要件		キャリアパス要件					職場環境等要件			
処遇改善加算	特定加算	へア加算						Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
			① ↓	Ⅰ	有	22.4%	—						—	新加算Ⅰ	24.5%	○	—	○
なし	20.0%	新加算Ⅴ(1)			22.1%	新加算Ⅰ	24.5%	○	□	○	○	○	○	○	○	—	○	○
有	20.3%	—			—	新加算Ⅱ	22.4%	○	—	○	○	○	○	○	—	—	○	○
なし	17.9%	新加算Ⅴ(3)			20.0%	新加算Ⅱ	22.4%	○	□	○	○	○	○	○	—	—	○	○
有	16.1%	—			—	新加算Ⅲ	18.2%	○	—	○	○	○	—	—	—	○	—	—
なし	13.7%	新加算Ⅴ(8)			15.8%	新加算Ⅲ	18.2%	○	□	○	○	○	—	—	—	○	—	—
Ⅱ	有	18.7%	新加算Ⅴ(2)	20.8%	新加算Ⅰ	24.5%	○	—	○	○	△	○	○	—	—	○	○	
	なし	16.3%	新加算Ⅴ(5)	18.4%	新加算Ⅰ	24.5%	○	□	○	○	△	○	○	—	—	○	○	
	有	16.6%	新加算Ⅴ(4)	18.7%	新加算Ⅱ	22.4%	○	—	○	○	△	○	—	—	—	○	○	
	なし	14.2%	新加算Ⅴ(6)	16.3%	新加算Ⅱ	22.4%	○	□	○	○	△	○	—	—	—	○	○	
	有	12.4%	—	—	新加算Ⅳ	14.5%	○	—	○	○	—	—	—	—	○	—	—	
	なし	10.0%	新加算Ⅴ(11)	12.1%	新加算Ⅳ	14.5%	○	□	○	○	—	—	—	—	○	—	—	
Ⅲ	有	14.2%	新加算Ⅴ(7)	16.3%	新加算Ⅰ	24.5%	○	—	△	△	△	△	○	○	—	—	○	○
	なし	11.8%	新加算Ⅴ(10)	13.9%	新加算Ⅰ	24.5%	○	□	△	△	△	△	○	○	—	—	○	○
	有	12.1%	新加算Ⅴ(9)	14.2%	新加算Ⅱ	22.4%	○	—	△	△	△	△	○	—	—	—	○	○
	なし	9.7%	新加算Ⅴ(12)	11.8%	新加算Ⅱ	22.4%	○	□	△	△	△	△	○	—	—	—	○	○
	有	7.9%	新加算Ⅴ(13)	10.0%	新加算Ⅳ	14.5%	○	—	△	△	—	—	—	—	—	○	—	—
	なし	5.5%	新加算Ⅴ(14)	7.6%	新加算Ⅳ	14.5%	○	□	△	△	—	—	—	—	—	○	—	—

青字（○・□・△）は、事業所にとって、新規に満たすことが必要な要件。そのうち、○は、令和7年度から適用になる要件。□は、初めて新加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する事業年度に適用になる要件。△は、「令和6年度内の対応の誓約」により令和6年度当初から満たしたことから差し支えない要件。

3

訪問介護等における同一建物減算について

4. その他留意事項について

4. (1) ① 訪問介護における同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し②

現行(例)

① 事業所と同一建物等に居住する利用者49人
⇒ 10%減算

①以外の同一の建物に居住する利用者3人
⇒ 減算なし

住宅
利用者2人
⇒ 減算なし

利用者が54人の事業所の場合

改定後(例)

④ 事業所と同一建物等に居住する利用者49人
(49/54=9割以上であるため)
⇒ 12%減算

①以外の同一の建物に居住する利用者3人
⇒ 減算なし

住宅
利用者2人
⇒ 減算なし

利用者が54人の事業所の場合

事業所と同一建物等に居住する利用者が50人以上の場合

② 事業所と同一建物等に居住する利用者50人
⇒ 15%減算

③ ①以外の同一の建物に居住する利用者20人
⇒ 10%減算

集合住宅
利用者10人
住宅
利用者10人
⇒ 減算なし

利用者が90人の事業所の場合

減算の内容	算定要件
10%減算	①：事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く。）
15%減算	②：事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
10%減算	③：上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）
12%減算	④：正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

脚注： 訪問介護事業所 改定後に減算となるもの 現行の減算となるもの 減算とならないもの

4 令和6年度末に経過措置が終了する主な事項について

1 身体拘束廃止未実施減算 減算導入

身体拘束の適正化のための措置を行っていない場合、R7.4より短期入所生活介護および短期入所療養介護においても減算が適用となる。

2 業務継続計画未策定減算 減算導入

BCP未策定の場合、R7.4より一部事業所を除き減算が適用となる。（訪問系サービス、福祉用具貸与、他サービスの基準緩和も終了）

3 重要事項のWEB掲示

重要事項等について、書面掲示に加えて原則として法人HPまたは情報の公表上で掲示が必要となる。

4 処遇改善加算

経過措置区分である加算Ⅴが終了、算定要件についても経過措置が終了するため、要件充足できているか改めて確認を！

5

介護保険課へのお問い合わせ

4. その他留意事項について

介護保険課HPからお問い合わせください

介護保険課

- 介護サービス事業所・施設における光熱費等高騰対策一時支援事業について【令和6年度受付終了】
- 令和5年度サービス提供体制確保事業について【令和6年度受付終了】
- 介護職員処遇改善支援補助金（令和6年2月～5月）について【受付終了】
- 令和6年度介護報酬改定について
- 令和4年度サービス提供体制確保事業について【受付終了】
- 新型コロナウイルス感染症対策について
- 介護報酬改定等に係るお問い合わせはこちら**

介護保険課

新着情報 ※新型コロナウイルス感染症に関するお知らせは、下の別コーナーに掲載しています。

- 2024年12月17日
指定更新申請について **NEW!**
- 2024年12月12日
介護職向け手話講習会について（障害福祉課主催）
- 2024年12月11日
今シーズンのインフルエンザ総合対策の推進について
- 2024年12月11日
ノロウイルスの感染症・食中毒予防対策について
- 2024年12月02日
出張理容・出張美容に関する衛生管理の徹底について（再周知）
- 2024年11月29日
「職業安定法施行規則の一部を改正する省令」等の公布に伴う雇用仲介事業利用にあたっての留意事項等の周知協力依頼について

次の一覧へ

介護保険課HPトップページサイドバー
お問い合わせフォーム



6

本県の担当部署一覧

4. その他留意事項について

令和6年度担当部署		キーワード
介護保険課	事業者支援係	介護保険サービス施設・事業所の指定等 各種届出 介護保険法に関すること 施設の整備、施設整備に係る補助金、 老人福祉法に関すること
	介護計画係	高齢者施策に関する計画、要介護認定調査員研修、 ケアマネの更新・研修
地域包括支援課		喀痰吸引、認知症介護研修、人材確保補助金、 事業所認証制度、地域包括ケアシステム、 認知症、高齢者虐待防止
福祉医療部 総務課		運営指導、監査
地域福祉課		生活保護
県土マネジメント部 まちづくり推進局 住宅課		サ高住 ※

※サ高住のうち、特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合や、老人福祉法上の有料老人ホームに該当する部分は、介護保険課事業者支援係へ

介護保険課からのご説明を終わります

ご視聴ありがとうございました



！ 集団指導の出席確認を行います。

4本全ての動画及び国保連からの資料を閲覧後、

介護保険課のHP(本動画のURL掲載のページ)から、

出席確認フォームへのご回答をお願いいたします。